

地方創生の推進のための小値賀町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例  
の特例を定める条例（案）

地方自治法第109条第6項及び小値賀町議会会議規則第14条第2項の規定により、  
下記のとおり提出する。

平成27年3月11日 町議会提出

地方創生まちづくり特別委員会  
委員長 土川重佳

地方創生の推進のための小値賀町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例  
の特例を定める条例（案）

地方創生の推進を図るため、当分の間、小値賀町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年小値賀町条例第6号）第1条の規定にかかわらず、議会議員のうち年齢満50年以下の者の議員報酬は、月額30万円とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、次の一般選挙による議員の任期の開始日から適用する。

【趣旨説明】

平成26年12月27日に、国は、まち・ひと・しごと創生総合戦略を閣議設定しました。本年の9月を目途に全国の自治体でも地方創生戦略を策定しなければなりません。小値賀町議会においても地方創生まちづくり特別委員会を設置し、議会の観点から戦略策定に取り組むようこの度、態勢を整えました。

地方創生の中心は人口問題であります。如何に子供を増やしていくかにかかっています。そのため本町の総合的な環境づくりをどのようにしていくかが中心課題となります。その課題の中心である若い世代が、地方政治に関心を持ち、携わっていただき、これからの「まちづくり、ひとづくり、しごとづくり」に知恵を出していただかねばなりません。

このような意味において、本年の4月に迫っている統一地方選挙に若い方々の町議会議員選挙への立候補を促さなければならないと考えます。立候補を躊躇させる要因はいろいろあると思いますが、その中でも、子育て世代に対して、家族を養うことのできる収入の確保問題が決断を鈍らせているケースも少なくないと考えます。町政に専念しても、家族を養えないとすれば、立候補意欲はそがれてしまうのは当然です。

以上のことから、地方創生まちづくり特別委員会は、若い方々が立候補しやすい環境を整え、若い世代の政治参加を求める一環として、そして地方創生の推進を図るため、この度、50歳以下の議員に限り、議員報酬を月額30万円にするという本条例案を提案するものです。